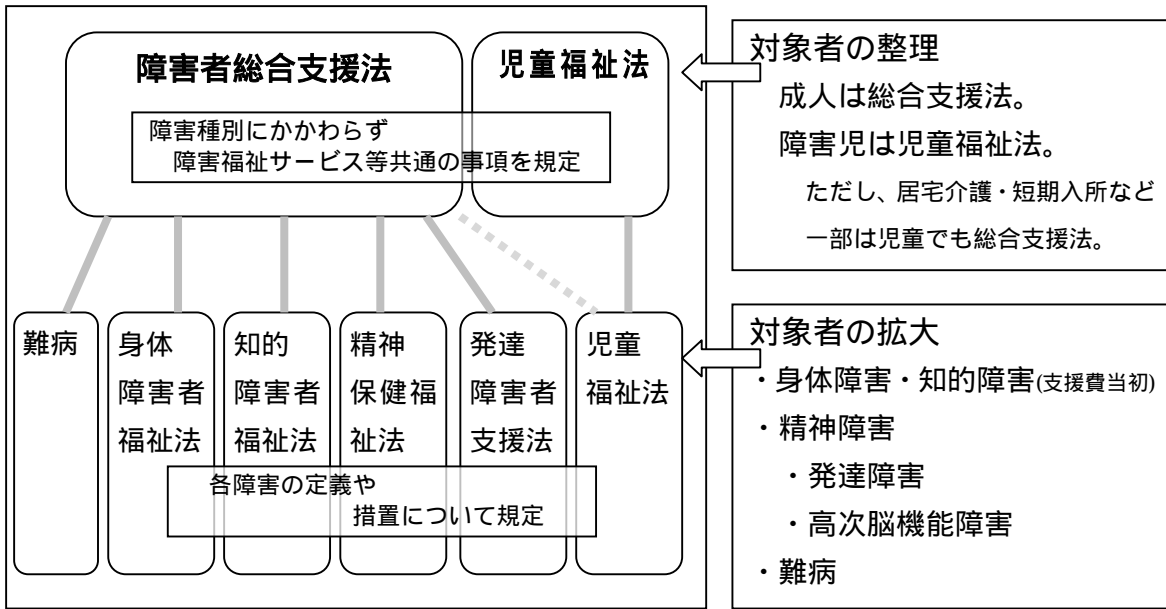


# 障害者総合支援法のポイント



**安定的な財源の確保**

国	1/2
都道府県	1/4
市町村	1/4

cf. 地域生活支援事業

**利用者負担**

原則 1 割負担。ただし、

- ・ 応能負担である。
- ・ 上限額がある。

**9 割の利用者は 0 円負担。**

当初の応益負担（定率負担）は  
違憲訴訟 和解により廃止。

cf. 介護保険

**実施主体**

市町村。

- ・ 計画的な社会資源整備
- ・ 介護給付費等の支給決定
- ・ 地域の実情に応じた事業の企画・実施（地活）

都道府県は市町村をバックアップ。

- ・ 制度の周知・照会対応
- ・ サービス提供事業者の指定（認可）、監査
- ・ 介護給付費不服審査会 など

ただし、一部の事業については都道府県が実施。

- ・ (児)入所 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療

